

令和5年9月時津町農業委員会 議 事 日 程

日時 令和5年9月25日（月曜日）9時～10時

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

1. 開 会（9時）

1. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－25号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－31号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－32号）

日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請（受付番号第1－33号）

日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－23号）

報告第2号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出（受付番号第1－24号）

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知（受付番号第1－26号）

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知（受付番号第1－28号）

報告第5号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－28号）

報告第6号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－29号）

報告第7号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－30号）

1. 出席委員

○農業委員（10名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直喜

11 番 欠席

○農地利用最適化推進委員（３名）

１番 岳田 稔人

２番 溝上 直美

３番 植田 秀之

２．議事録署名人

７番 池田 稔

８番 濱田 信

開 会

１０時００分

○議 長

皆さんこんにちは。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員１０名、推進委員３名であります。会議規則第７条の規定の定数に達しておりますので、これより令和５年９月農業委員会を開催いたします。

日程第１、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第１４条の規定に基づき、７番池田委員、８番濱田委員を指名いたします。

日程第２、議案第１号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

１ページをご覧ください。農地法第３条の規定による許可申請です。贈与による所有権の移転であり、親子間の移転です。

譲受人は、北九州市〇〇区〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇外８筆、田畑合計３，６６５．４２㎡です。譲受人は、後継者として譲受し耕作、譲渡人は、高齢により耕作不可能となっています。譲受人の従事日数は２５０日、譲受人の経営面積９，４３３．３３㎡です。２ページをお開きください。許可申請書です。譲受人は６１歳、譲渡人は８２歳です。４ページをご覧ください。譲受け後の経営面積は、田１，２１２．４２㎡、野菜畑１０，２００．３３㎡、みかん１，６８６㎡となっています。７ページは位置図、８ページは位置の詳細図です。９ページから１３ページは現況写真です。以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

(小嶋委員)

譲受人の住所が北九州市になっていますが、そのところはどうなのでしょう。

(溝上委員)

住所登録はまだそちらにおいておりますが、本人はこちらにも住んで暮らしており、頻繁に行き来しているみたいです。

他にありますか。

ないようでしたら、議案第1号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたします。

次に日程第3、議案第2号と日程第4、議案第3号は関連がありますので、一括して議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

14ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。交換による所有権の移転であります。

譲受人は、北九州市〇〇区〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇外1筆、田畑合計180㎡です。交換して効率的な利用を図るものです。

譲受人の常時従事者1名、従事日数250日、譲受人の経営面積9,433.33㎡です。15ページをご覧ください。許可申請書の写しです。譲受人は61歳、譲渡人は71歳です。19ページは位置図、20ページは字図です。次の議案で出てきますが、〇〇番〇と〇〇番〇は、交換される農地で、この議案の譲受人から譲渡人に移転されます。21ペ

ージは現況写真です。

続きまして、22ページ、議案第3号です。交換による所有権の移転です。

譲受人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、譲渡人は、北九州市〇〇区〇〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇外1筆、田畑合計179㎡です。交換して効率的な利用を図るものです。

譲受人の農作業常時従事者2名、従事日数350日、譲受人の経営面積8,063.29㎡です。23ページをご覧ください。許可申請書です。譲受人は71歳、譲渡人は61歳です。26ページは位置図、27ページは現況写真です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第2号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定いたします。

次に議案第3号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第3号は許可することに決定いたします。

日程第5、議案第4号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第4号、農地法第5条による許可申請です。28ページをご覧ください。譲受人は、西海市西彼町〇〇郷〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、子々川郷〇〇番〇、畑1832㎡です。譲受人は、隣接するグループホームの駐車場と

して利用すべく申請するものです。市街化調整区域内第2種農地、土地の切土及び盛土は行わず、植栽を行い舗装等も行わないということです。29ページは申請書です。隣接する施設の医療関係者及び利用者の家族のための駐車場として利用し、駐車場以外の部分については施設利用者の遊歩道や花壇として活用するものです。30ページは字図、31、32ページは現況写真です。33ページですが、現在4台の駐車場に新たに16台の露天駐車場を確保するものです。34ページは被害防除計画書です。土地表面の整地に止め、建築物の設置もないため、土砂流出及び日照等の影響は無いということです。35ページは土地の選定に関する調書です。以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第4号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可相当とし、長崎県へ意見書を提出いたします。

次に日程第6、報告案件が7件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告第1号です。36ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出です。譲受人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、農地は、左底郷〇〇番〇、田24㎡です。譲渡人は、駐車場として利用すべく届出を行うものです。市街化区域内第3種農地です。付近の農地への被害防除計画ですが、近隣に農地はありません。また、隣接する側溝に雨水を流入させ、整地をするのみで周囲に日照等の影響もありません。

38ページは位置図、39ページは位置の詳細図、40ページは現況写

真、41ページは駐車場の地用計画書です。

続きまして報告第2号、42ページをご覧ください。農地転用不許可案件、農業用施設の届出です。届出人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇番〇、所要面積畑80㎡です。届出人は未届出であった農業用倉庫建設を届出るものです。施設面積は66.78㎡です。43ページは申請書、44ページは平面図及び立面図、45ページ、46ページ現況写真です。

続きまして報告第3号、47ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知です。通知人は、奈良県生駒郡〇〇、〇〇〇〇と長与町〇〇、公益財団法人〇〇です。契約期間を令和3年2月1日から令和8年1月31日とする農地法第3条による賃貸借契約を結んでいましたが、双方合意の上で解除した旨の通知があったものです。本日の追加資料は元となる賃貸借契約書と合意解約書の写しです。48ページは通知書、49ページは位置図、50ページは字図です。

続きまして報告第4号、51ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知です。通知人は、諫早市〇〇、〇〇〇〇、時津町〇〇、〇〇〇〇、長与町〇〇、〇〇〇〇、および公益財団法人〇〇です。契約期間を令和3年2月1日から令和8年1月31日とする農地法第3条による賃貸借契約を結んでいましたが、双方合意の上で解除した旨の通知があったものです。本日の追加資料は元となる賃貸借契約書と合意解約書の写しです。

52ページは通知書、53ページは位置図、54ページは

字図です。賃貸側の通知人3人は、契約人の法定相続人です。

続きまして報告第5号です。55ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出です。借人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、貸人は、時津町〇〇郷〇、〇〇〇〇、農地は、左底郷〇〇番〇、同じく左底郷〇〇番〇、畑で計131.05㎡です。親子間の30年の使用貸借権の設定です。借人は、隣接する土地と合わせて自己住宅用地として利用すべく届出を行うものです。市街化区域内第3種農地です。付近の農地への被害防除計画ですが、近隣に農地はありません。また、土地造成を行わず、現状のままで使用するため被害の生ずる恐れはないということです。56ページは届出書、57ページは位置図、58ページは字図、59、60ページは現況写真、61ページは住宅としての土地地用計画書です。

続きまして報告第6号です。62ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出です。譲受人は、大阪府吹田市〇〇、〇〇〇〇と〇〇〇〇、譲渡人は、長崎市〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇番〇、畑515㎡です。譲受人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。市街化区域内第3種農地であり、区画整理区域内仮換地31街区14号です。付近の農地への被害防除計画ですが、近隣に農地はありません。過去においてこの譲渡人が、譲受て住宅建設の届出があっていましたが、転用が実行されず、今回新たにこの届出が出されたものです。

63ページは届出書、64ページは仮換地通知書、65ページは仮換地位置図、67ページは字図、68ページは現況写真、69ページは住宅建設の土地地用計画書です。

続きまして報告第7号です。70ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による届出です。届出人は、時津町〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇番〇、畑435㎡です。届出人は、集合住宅用地として利用すべく届出を行うものです。市街化区域内第3種農地です。届出人は過去において、区画整理区域内の仮換地に、集合住宅を建設しておりましたが、農地転用届出と登記地目の変更をしておらず、改めて届出るものです。近隣に農地はありません。71ページは届出書、72ページは字図、73ページは位置図、74ページは現況写真です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、報告を終わります。

以上をもちまして、9月農業委員会を閉会いたします。次回は10月25日（水）午前10時から場所はこの会議室で行います。

閉 会 10時00分

署名

署名